平成２８年（フ）第４８７３号
東京都練馬区北町３丁目11－１－205
破産者　鈴木　正治
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４８９６号
東京都板橋区徳丸２丁目４－11－302
破産者　小林　昌徳
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４９２０号
東京都品川区西五反田８丁目６－７－201、住民票上の住所東京都品川区西五反田８丁目６－７－103
破産者　樋口　裕司
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４９３９号
東京都葛飾区堀切７丁目28－４
破産者　片貝　幸子
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４９４８号
東京都板橋区大山東町52－12－401
破産者　小渕耕一郎（旧姓遠藤）
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４９９１号
東京都足立区綾瀬１丁目21－３　シティハイム水戸橋Ⅱ203
破産者　池田美智子
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４９９３号
東京都江戸川区東小松川２丁目３－４　オンコウハウス３　202
破産者　柴崎　　誠
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５００６号
東京都世田谷区上用賀５丁目１－16　Ｆ－88－201
破産者　岡　　孝徳
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５０１１号
東京都台東区松が谷２丁目２－５－501
破産者　堂込　洋一
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２２８号
神奈川県座間市広野台１丁目23番８号
破産者　有限会社パディフィールド
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第９３２号
福岡市西区小戸４丁目５番46－703号
破産者　株式会社心優
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第９９７号
福岡市博多区須崎町４番15号国分ビル１階
破産者　有限会社大内写真事務所
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１８３２号
東京都港区海岸３丁目16番10号
破産者　株式会社エスオベーション
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１８３３号
東京都港区芝浦４丁目９－35－404
破産者　鈴木　八郎
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２６００号
東京都品川区西五反田７丁目22番17号　ＴＯＣビル、商業登記簿上の本店所在地神奈川県川崎市高津区蟹ケ谷212番地１
破産者　株式会社リラ・カンパニー
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２６０１号
東京都品川区西五反田７丁目22番17号　ＴＯＣビル
破産者　株式会社テナム
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２６０２号
神奈川県川崎市宮前区神木本町２丁目３－29－２
破産者　城下　勝人
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３３６１号
東京都杉並区成田東１丁目26－７
破産者　佐藤　史門
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３４５３号
東京都北区浮間３丁目10－12－601
破産者　石原　昌欣
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３４９９号
東京都葛飾区金町３丁目52－16－103
破産者　加藤　勝政
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６４５号
東京都港区南青山２丁目４番15号
破産者　株式会社エー・アイ・エー総合研究所
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６４６号
東京都練馬区富士見台３－29－１　レオパレスラボールⅠ　301号、住民票上の住所大阪府池田市神田１丁目24－３　サンパレス21池田101号
破産者　廣内　　昌
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部